

東海旅客鉄道株式会社知的障害者旅客運賃割引規則の一部改正（療育手帳の様式追加に伴う改正）

現 行 (前略)	改 正 (前略)
<p>(知的障害者)</p> <p>第2条 この規則において「知的障害者」とは、「療育手帳制度について」（昭和48年9月厚生省発児第156号厚生事務次官通知。以下「事務次官通知」という。）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいう。</p> <p>(注) 療育手帳の様式は、次の各号のとおりである。</p> <p>(1) 事務次官通知により示された様式 (中略)</p> <p>(2) 「カード型療育手帳の仕様について」（平成27年11月18日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課事務連絡）により示された様式</p>	<p>(知的障害者)</p> <p>第2条 この規則において「知的障害者」とは、「療育手帳制度について」（昭和48年9月厚生省発児第156号厚生事務次官通知。以下「事務次官通知」という。）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいう。</p> <p>(注¹) 療育手帳の様式は、次の各号のとおりである。</p> <p>(1) 事務次官通知により示された様式 (中略)</p> <p>(2) 「カード型療育手帳の仕様について」（平成27年11月18日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課事務連絡）により示された様式</p>
<p>(注²) 「マイナンバーカードを活用した障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について（通知）」（令和4年1月18日国鉄事第602号国土交通省鉄道局長通知）によるものは、第7条に定める割引乗車券類の購入申込みの際並びに第10条に定める乗降の際及び乗車船</p>	

現 行	改 正
(以下略)	<u>中の呈示に限り、注1に掲げる様式による療育手帳に代わるものとすることができる。</u> (以下略)

附則

この通達は、令和4年2月25日から施行する。